

令和5年度

横浜市松風学園

事業計画書



目 次

園長からのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
基本理念・倫理綱領・・・・・・・・・・・・・・・・	4～5
令和5年度事業目標・・・・・・・・・・・・・・・・	6～8
令和5年度行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・	9



園長からのメッセージ

日頃から横浜市松風学園にご理解、ご協力くださり、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて以降、御利用者様と御家族等との面会や外泊等の機会を制限・中止させていただくなど、御利用者様・御家族の皆様等に多大なご不便とご不自由をおかけしました。

この間、松風学園でも感染対策を講じていましたが、令和4年度は、園内で生活されている御利用者様に初めて感染が確認され、クラスターの発生となりました。皆様には、ご不安を生じさせましたことを大変申し訳なく思っています。

そのような新型コロナウイルス感染症への対応に苦慮しながらも、松風学園の再整備事業においては、新居住棟が竣工し、居住2棟（B棟）の解体に着手するとともに、令和5年度以降の日中活動棟建設に向けた準備を進めるなど、事業の推進を図ることができました。また、御利用者様については、松風学園グラウンドに建設された民間の障害者支援施設への転居、さらに新居住棟（東棟）への転居など、御利用者様の意思を尊重して生活環境の改善に取り組みました。

令和5年度は、新居住棟がフルオープンし、居住1棟（A棟）で生活されている御利用者様の転居が予定されています。また、B棟の解体工事を終了させ、解体跡において日中活動棟の建設に着手します。御利用者様の生活環境に変化が生じることから、引き続き、御利用者様お一人おひとりの状況やお気持ちに寄り添った丁寧な支援に努めるとともに、ウィズコロナに対応してまいります。

横浜市中期計画 2022～2025 及び令和5年度健康福祉局運営方針にも位置付けられている施設の再整備を通じて、御利用者様の生活がより豊かなものとなるよう、松風学園に勤務する職員全員が果たすべき役割をしっかりと認識し、人権を尊重したより良い支援をさらに推進してまいりますので、御家族・関係者の皆様の引き続きのお力添えをよろしくお願いいたします。



横浜市松風学園園長 江原 顕

松風学園は、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会を目指し、施設の果たすべき使命を明確にするためここに基本理念を表明します。この理念は、松風学園の全ての事業の目的、目標及び実施計画等の根底に流れる考えや行動につながります。

基本理念

松風学園は、一人ひとりが輝き、尊敬し、支えあう地域社会を実現します。

●支援の根幹となる考え方

基本理念に基づいた松風学園の利用者支援の根幹となる考え方は次のとおりです。

- 1 利用者一人ひとりの「人権」を守り、個性を尊重します。
- 2 利用者の安全と安心を見守り、「利用者本位」の質の高いサービスを提供します。
- 3 利用者の「地域生活移行」を支援します。

●中期的な松風学園運営方針

1 利用者本位のサービス

利用者本位のサービスを実現するため、一人ひとりにあった個別支援を追及し、利用者満足度を向上するためのプロセスを大切にします。

2 地域や関係機関との協働

市民サービス向上のため、松風学園の職員は全員で協力して利用者支援にあたりるとともに、自治会町内会など地域の関係機関、関係施設の方々との協働を積極的に進めます。

3 適正な施設運営

個人情報やプライバシーの保護を徹底します。一方で、業務の透明性を確保するため、情報公開の原則に立ち、運営状況を積極的に開示します。



松風学園倫理綱領

第1条 個人の尊重

職員は、利用者一人ひとりの人格を大切にし、その主体性、個性を尊び、個人を尊重します。

第2条 人権擁護

職員は、利用者一人ひとりへのいかなる差別や人権侵害も許さず、自己決定やプライバシー保護等の基本的な権利を尊重し、人権を擁護します。

第3条 自己選択・自己決定の尊重

職員は、利用者一人ひとりの自己選択・自己決定等により、自己実現を図ることができるよう自己選択・自己決定を尊重し、支援します。

第4条 個別支援

職員は、利用者の支援にあたって、一人ひとりの個性やニーズに応じるとともに、利用者及び家族への十分な説明及び相互理解により個別支援計画を作成し、一人ひとりに合った支援をします。

第5条 生活環境の整備

職員は、利用者が快適で充実した日々を過ごせるよう、施設及び周辺環境整備に努めます。

第6条 社会参加の支援

職員は、利用者が地域の住民と交流しながら、地域社会の中で市民として豊かに暮らせるよう支援します。

第7条 在宅生活者の支援

職員は、総合相談や短期入所の事業を通し、地域の在宅知的障害者とその家族への福祉サービスの向上に努めます。

第8条 地域との調和

職員は、ボランティアや実習生の受け入れ及び施設開放等を施設運営に組み込み、地域との協働を推進します。

第9条 職員行動基準

具体的行動にあたっては、横浜市職員行動基準を規範とします。

令和5年度 事業目標

Ⅰ 利用者本位のサービス

(1) 御利用者様本人の意思を尊重した個別支援計画を策定し、一人ひとりにあったサービスを提供します。

- ・御利用者様本人の意思を尊重し、心身状況及び御家族の意向等を十分に把握しながら、御利用者様一人ひとりにあった個別支援計画を策定し、サービスを提供します。
- ・区役所や相談支援事業所など関係機関と連携・協力し、様々な視点を取り入れた多角的な支援、サービスを提供します。また、計画相談支援の導入を推進します。
- ・御利用者様の人権擁護のため、成年後見制度の導入を推進します。

【屋内作業】



【屋外作業】



これらの他に、体操プログラム
や音楽プログラムなど様々な日中
活動を提供します。

(2) 御利用者様の高齢化・障害特性への適切な支援を行います。

- ・個別、集団活動を通して、作業評価、心理支援を行います。
- ・医療機関やリハビリテーションセンター等と連携し、健康状態や身体機能維持、改善に努めます。
- ・御利用者様の摂食機能に考慮しつつ、季節や行事に対応した楽しく潤いのある食事を提供します。
- ・高齢化、障害特性等で変化する心身状況を把握し、園外の社会資源の利用も視野に入れながら、より豊かな生活ができる環境を整えます。
- ・強度行動障害のある御利用者様には十分なアセスメントを行い、必要な環境を整え適切な手法で支援を進めます。



【新年会の昼食】

(3) 御利用者様の地域移行・施設移行を推進し、在宅障害者の利用ニーズに応えます。

- ・御利用者様、御家族に対して地域移行、施設移行に向けた意向確認や具体的な支援のアセスメントを丁寧に行い、個別支援計画に反映していきます。
- ・御利用者様、御家族・成年後見人等と十分に相談しながら、区役所や相談支援事業所等とも連携し、御本人の状態像に応じた支援が提供できる場所（グループホームや高齢者施設等）への移行を推進します。また、必要に応じて見学や体験などを実施します。
- ・地域で生活されている（在宅）障害者のニーズ（レスパイト・体験・緊急等）に応じて短期入所の相談・利用調整を行います。

2 地域や関係機関との協働

(1) 地域との交流により、障害者への理解を推進する機会を作ります。

- ・地域交流サロン等の町内会活動のほか、地域のお祭りや運動会等、地域行事の開催状況を確認し、積極的に参加します。また、地域の一員として利用者と共に防犯パトロールを行うなど、上飯田地区の地域福祉保健計画の取組に参加します。
- ・ボランティアの受入れを行い、生活の質の向上と地域の方との交流を進めます。
- ・福祉体験学習の受入れを通して障害者への理解の推進を図ります。
- ・横浜市の人権研修や福祉活動実習の場として提供し、障害者への理解を広げます。

(2) 地域の関係機関との連携・ネットワークづくりを進めます。

- ・社会福祉分野、保育分野の人材育成のため、実習生等を受入れます。
- ・泉区自立支援協議会及び泉区社会福祉協議会の部会等に出席し、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働していきます。また、泉区地域福祉保健計画や障害者支援のネットワークづくりに貢献します。
- ・横浜知的障害関連施設協議会及び横浜市社会福祉協議会の部会に出席し、施設間の連携を進めます。

(3) パートナーシップを大切に施設運営を行い、防災力を高めます。

- ・御利用者様の生活は、直接の支援者以外にも多くの関係者や関係機関、企業により支えられています。生活への関わり方は様々ですが、共に働く仲間として協力するとともに、基本理念及び運営方針について機会があるごとに周知を図り、松風学園を利用する全ての人にとってより良い施設となるよう努めます。
- ・火災や地震等の非常事態に際して、地域の自治会やボランティアの協力が十分得られるよう、職員の地域防災力を向上するため、近隣町内会と連携しての防災訓練実施を目指します。
- ・松風学園再整備事業では今秋に新居住棟のフルオープンが予定されています。引き続き地域に開かれた施設として、より良い施設づくりを進めていきます。

【福祉の作品展の展示作品】



【のんきな のんちゃん 劇場公演】



3 適正な施設運営

(1) 御利用者様の人権を尊重します。

- ・御利用者様の人権を擁護し、より良い支援を進めるため、第三者委員（オンブズパーソン）に定期的に来園いただき、サービスの向上を図ります。また、指摘事項の速やかな改善に努めます。
- ・定期的に入権委員会を開催し、権利擁護の各取組を進めるとともに、人権擁護研修や虐待防止法研修を実施するなど、施設内の虐待防止に取り組めます。また、外部委員の参加を得て、虐待防止委員会を開催（年1回）し、各取組の報告と検証を実施します。
- ・横浜ふくしネットワーク（Y ネット）の加盟施設として利用者の人権、権利擁護の各取組に参加し、実践します。

(2) 御利用者様が安全で快適な生活が送れるようにします。

- ・セーフティマネジメント委員会において、事故・ヒヤリハット事例の分析、改善策の検討を行うとともに全職員で情報を共有し、御利用者様の安心、安全な生活を支援していきます。
 - ・「松風学園個人情報漏えい事故等防止マニュアル」に基づき、職員全体で個人情報漏えい事故防止を徹底します。
 - ・火災や地震等の非常事態に対応できるよう、定期的に防災訓練を実施します。
 - ・緊急通報装置の運用により、防犯体制を確保します。
 - ・御利用者様が安心、安全に生活できるよう、新型コロナウイルスをはじめとした感染症予防対策のために、消毒や体調管理等を徹底して実施します。
- また、発生時には迅速に対応します。

【防災訓練の様子】



(3) 職員の人材育成に取り組めます。

- ・横浜市人材育成ビジョンに基づき、職位（職員Ⅰ～Ⅲ・係長）に応じた育成・支援を行います。
 - ・園内外の専門研修の受講機会の確保等により、御利用者様一人ひとりの障害特性への理解及び支援スキルの向上を図ります。
- 所属研修：強度行動障害研修、リスクマネジメント研修、腰痛予防・介護技術研修など
派遣研修：自閉症セミナー、ノーリフトケア講座、強度行動障害支援者養成研修など
- ・横浜市保健・医療・福祉研究発表会に参加し、実践をふまえた研究を発表します。

令和5年度 行事予定

御利用者様の楽しみや余暇の充実、地域や関係施設等との交流を促進するため、学園内での行事を計画・実施します。また、地域で行われる行事等へも参加していきます。

月	学園行事	地域行事等
4		
5	春のさわやか松風(美化活動)	上飯田連合町内会総会
6	花の日(YMCA 保育園交流) ふれあい牧場	ふれあいあやめ祭り
7	炊き出し訓練	ぴぐれっと祭り 泉の郷夏祭り
8	夏のお楽しみ昼食会 夏祭り(縁日 花火 スイカ割り) のんきなのおんちゃん人形劇団公演	盆踊り・納涼祭(中村・向ヶ丘・南町)
9	定期健康診断	中村町内会体育祭 上飯田中運動会
10	収穫祭 秋のさわやか松風(美化活動)	上飯田連合体育祭 上飯田中文化祭作品展
11		もみじ祭り JA 農協まつり
12	冬のお楽しみ昼食会 忘年会	泉区福祉の作品展
1	お正月(行事食) 夜間想定避難訓練	
2	節分	
3		

○利用者自治会 毎月第4金曜日

○入所家族会 毎月第3日曜日

○通所家族会 年5回月の最終水曜日

※「松風まつり」については、再整備事業の実施に伴い、令和元年度より、一時休止としています。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、各行事等が延期または中止になる可能性があります



令和5年3月の作品 ひな人形と桃の花



～松風学園は知的障害のある方の生活を支援しています～

令和5年度 横浜市松風学園 事業計画書

令和5年5月 発行

横浜市松風学園

〒245-0018 横浜市泉区上飯田町 1987

TEL 045-802-0441 FAX 045-803-4963

表紙 解体前のB棟と外廊下のしょうたくん、ふうかちゃん

目次 新居住棟玄関とA棟玄関

裏表紙 松風学園から望む夕暮れ時の富士山